

宮城県業務継続計画（BCP）概要

第1章 基本的な考え方

◆業務継続計画とは

大規模災害時に優先的に実施すべき事項（非常時優先業務）をあらかじめ定め、必要とされる資源を効果的、効率的に活用して、迅速かつ適切な業務執行を行うための計画

◆対象機関 地方機関を含む知事部局、企業局、議会事務局及び教育委員会などの行政委員会事務局（県立学校、特別支援学校及び公安委員会を除く。）

◆基本方針

- 1 災害応急対策業務を中心とした非常時優先業務の実施
- 2 通常業務は休止又は非常時優先業務に支障ない範囲で実施
- 3 非常時優先業務に必要な人員、資材等の資源は全庁横断的に調整
- 4 **多様な立場へ配慮した視点を取り入れる**

第2章 前提とする災害と被害想定

◆災害想定

「東日本大震災」と同規模と想定（その他の災害でも適宜準用する）

◆被害想定

- ・人的被害 死者、行方不明者：約11,700人
避難者：最大約32万人
- ・ライフライン被害 約142万戸停電、約76万回線不通など
- ・庁舎被害 【建物】大きな損傷はなく利用可。
【上下水道】本庁舎は利用可。合同庁舎等では大多数で断水。
【電力】停電により非常用発電機運転。
【固定電話】当初不通。

第3章 非常時優先業務

◆非常時優先業務

災害対策本部要綱に基づく分掌事務を中心に選定

※タイムライン	区分	基準	業務数	
			本庁	地方機関
発災～3時間	初動段階	災害対策に必要不可欠な業務	197	354
～12時間	応急段階	応急業務の実施、被災者支援など緊急・重大な業務	133	181
～1日			90	151
～3日			74	151
～14日	復旧段階	復旧・復興の本格化に係る業務	37	91
			計531	計928

※発災後、いつまでに業務を開始するかを定めた業務開始の目標時間

第4章 執行体制の確保

◆業務継続計画の発動及び解除基準

災害対策本部の設置に伴い自動的に発動、廃止に伴い自動的に解除

◆災害対策本部の設置

災害対策本部要綱等に基づき設置

◆職員の参集予測

非常時優先業務を実施するための職員の参集予測は次のとおり。

参集率	時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～14日
		本庁舎	49%	72%	72%	90%
	地方機関	33%	53%	53%	90%	90%以上

※勤務時間外に発災。徒歩、自転車等により登庁。

◆庁内応援体制等

- ・各所属は速やかに職員の安否確認を行う。
- ・人員不足時は各部局の主管課において人員配分を調整し、庁内調整を基本とした応援体制の確立を図る。必要に応じて、県外の地方公共団体等に応援を要請する。

第5章 執務環境の確保

◆本庁舎（執務室）

地震が発生しても大きな損傷はなく、執務室として利用可能

※災害対策本部事務局の設置・運営場所が一時的に使用不可の場合は、消防学校等の

具有施設や株式会社NTTドコモ東北支社と施設の一部使用について調整する。

◆ライフライン

○本庁舎

【電力】停電の場合、非常用自家発電により72時間運転可能

【上下水道】断水した場合、3.5日分給水可

【食料・水】備蓄計画により3日分確保

【通信】発信規制の対象外。災害時優先電話20回線確保。防災行政無線を運用。

○合同庁舎：電力、上下水道、食料、通信等に係る各合同庁舎の状況を整理。

第6章 計画の推進

◆訓練

所属内の連絡体制が脆弱となる年度初めと、下半期に訓練を実施

◆実効性の確保

課題の検討及び訓練の検証結果を踏まえ継続的に見直し

各対象機関は、非常時優先業務の実施マニュアルや業務別BCP等の整備に努める

◆計画の見直し

地域防災計画など他の計画との関係性や連動性等を踏まえ、継続的に見直しを行う

◆市町村のBCPへの支援

市町村BCP策定のため、情報提供などの支援を実施

※修正部、右のとおり色分け **赤…国手引きの内容を反映** **青…時点修正等**